# 新業務開始にともなうガバナンス機能の強化

(広域機関の財務・会計機能の整備)

2022年2月25日 電力広域的運営推進機関 事務局



- 2022年4月より、FIT制度に関する交付金の交付やFIP制度に関するプレミアムの交付等の再生可能エネルギー関連業務等(以下、新業務)が本機関の新たな業務として追加される。
- 国の審議会の下に設置された「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ(以下、検証WG)では、2020年11月の取りまとめにおいて、新業務の追加にともなう機能強化(会計処理の透明性向上やガバナンスの強化)を図っていく必要性が示されている。
- 検証WGの取りまとめを受け、本機関では機能強化のためのアクションプランを策定(2021年6月)。 新業務が多額の資金を扱うことから、アクションプランでは資金管理の透明性や財務会計機能の強化ための具体策に取組むこととしている。
- 以上を踏まえ、本日は、①4月に向けた新業務遂行体制の整備状況、並びに②資金管理の透明性・財務会計機能の強化の取組み状況についてご報告する。

### くご報告のポイント1>

◎4月に向けた新業務遂行体制の整備状況(P.8) 財務・会計のガバナンス強化に向けた組織横断での取組み

#### くご報告のポイント2>

◎資金管理の透明性・財務会計機能の強化

(P.11) 監事監査、および監査室による内部監査

(P.12) 外部からの監査を受ける仕組みの構築



# 2. 本機関における、新業務の導入状況

■ 本機関では、すでに開始している災害等扶助交付金交付業務に加え、2022年度 F I T・F I P 制度等の再工ネ関連業務等が開始され、**業務執行において多額の資金を扱う**ことを予定している。



## (参考)検証WG取りまとめにおける、ガバナンス強化の方向性

- 2020年11月に公表された検証WG取りまとめでは、
  - ① **新たに追加される業務**において、中立性、公平性、効率性を確保するための様々なルールが 遵守されているかチェックできる体制整備を十分に行う必要性、並びに
  - ②ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要性、を示した。

#### V. 機能の強化の方向性

- 1. ガバナンスの強化
- (1) 監査機能の強化

今般の法改正に伴い、今後、電力広域機関に業務が追加され、人員及び事業費(運営費以外の管理資金含む)も大幅に拡大することになる。また、法改正に伴う現行の事業とは異なる分野の事業の追加となるため、監査機能の強化を図る必要がある。

電力広域機関においては、現在、中立性・公平性を確保する観点や効率性を確保する観点から、様々なルールが設けられているが、これが実効性を伴ったものとなっている必要がある。現行制度下においても、系統アクセス業務をはじめとした、中立性・公平性が特に重視される業務については、これを担保するため、監査室による業務監査を行ってきたが、今般追加される業務においてはこれらルールが遵守されているかチェックできる体制整備を十分に行う必要がある。

また、会計監査については、現在、監査室による内部監査と監事による監査を実施しているが、 今後、兆単位の会計処理を行うことになることを踏まえ、これに加え、監査法人による会計監査を 導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要がある。 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営 推進機関検証ワーキング グループ取りまとめ (2020年11月25日) より

※赤線追記



■ 検証WGにもとづき、広域機関では「広域機関の将来像の実現に向けてのアクションプランの大方針」 を作成し、**財務会計機能の強化**や**資金管理の透明性**に向けた具体策を進めることとしている。

2-3. 広域機関の将来像の実現に向けてのアクションプランの大方針

12

■ 将来像の実現に向けて、以下3つの大方針の下、具体的な目標を立て、進めることとする。

機能強化のための取組内容

#### ガバナンスの強化

- 監査法人による会計監査の導入
- 監事・監査室による内部監査機能の強化
- 業務遂行体制の強化(業務の追加に合わせた 役職員の増員)
- 一定の新陳代謝と業務継続性の確保を両立した役員の最長仟期(最長6年)の見直し※

#### 中立性・公平性の向上

- プロパー職員の採用強化等による大手電力(旧 一般電気事業者及び電源開発)出向者比率 の計画的な引き下げ
- プロパー職員等のスキル向上のための研修充実
- 会員との双方向のコミュニケーション (アンケート 調査の実施による会員意見を踏まえた業務運営 への反映)

#### 情報収集・発信機能の強化

- 2050年カーボンニュートラルを見据えた、海外組織と の連携強化等による海外情報の収集機能の強化
- 事業の中期計画の作成、フォローアップ
- 新たなビジネスの創出に向けた取組検討

※2020年度中に一部役員の交代及び任期延長を実施済

(参照) 第3回広域検証WG 資料3をもとに編集

#### 組織運営・ガバナンスの在り方

- ◆多額の資金を扱うことから、財務会計機能の強化が必要であるが、公的な性格の強い資金管理を任されることから、透明性が求められる。
  - ⇒監査機能の強化
- ◆ 広域機関の機能が定まりつつある中、 通常の組織運営(長期展望の作成、 PDCA等)を行う必要がある。
  - ⇒事業計画の複数年度化
  - ⇒会員との双方向コミュニケーション

#### 人材確保 · 人材教育

- ◆中立性・公平性の向上が求められる中、 大手電力出身者に偏らない職員構成 でなくてはならない。ただし、制度の複雑 化が進む中、より多くの幅広い分野のス キルの高い職員が必要とされている。
- ◆ スキルの高い職員の確保のためには、プロパー職員の採用・育成/出向職員の 育成の両方が必要。
  - ⇒プロパー職員の研修の充実 等
- ◆ 広域機関が成長できる出向先となる。 ⇒出向職員の研鑽の場の提供

#### 情報収集・発信機能の強化

- ◆2022年度には配電事業ライセンスが開始され、会員種別も増加する。会員に有益な情報を提供する等が必要。 ⇒会員向けサービス提供の整理
- ◆ 広域機関と同様の組織体は海外にも 存在しないが、各機能を備える組織は 存在する。海外での大停電時の対応、 制度運用は広域機関の発展に活かす ことも多いと考えられる。
- ⇒海外組織との連携強化 情報収集機能の強化

電力広域的運営推進 機関第4回運営委員 会資料より ※赤枠追記



## (参考) 新業務実施に伴い強化すべきガバナンスについて

- 検証WGや過去の運営委員会での議論において、新業務実施に備えて、ガバナンスの強化についてのご指摘をいただいてきた。
- ご指摘を踏まえ、新業務実施に伴い、以下の項目について更なる強化を検討している。

## > 適切な内部統制の確立

- ✓ 不正や誤謬の防止の観点から、適切な部門横断での確認・牽制体制が構築できているか
- ✓ 新業務に携わる役職員の機密情報の管理は適切か、維持するための工夫は充分か

## ➢ 監査体制

- ✓ 広域機関として順守すべき適切な財務・会計のフレームワーク等は整備されているか
- ✓ 以上諸点に関する外部の監査法人等による確認はどのようになされるべきか。

## 〉資金管理の透明性

- ✓ 多額の資金、機密情報等を管理することから、必要な箇所についてシステム化が図られているか
- ✓ 組織上、適切な管理者が資金管理を行っているか

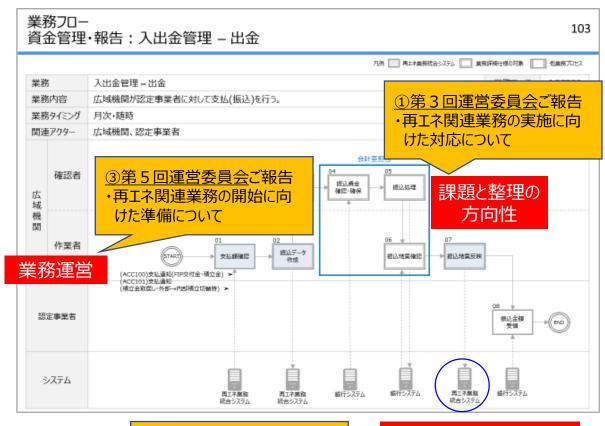
## > 会計処理の適正性

- ✓ 業務毎の区分管理が徹底されているか
- ✓ 業務処理項目ごとに、詳細な業務処理フローを整備し、適正な業務処理を図られているか
- ✓ 新業務に則した規定類の整備等、業務遂行上想定される課題への対応はできているか。



## 3. 新業務遂行体制の整備状況

- ① 適正な体制整備と内部統制体制の構築
- 再工ネ業務では、多数の事業者への対応や多額・長期の資金管理が必要となるため、**業務を適切に 遂行する体制整備や内部統制の強化**を図ることとし、運営委員会においてご報告を行ってきた。



②第4回運営委員会ご報告・再エネ関連業務にかかるシステム開発について

再エネ業務統合システム

### ①内部統制上の重要度を踏まえた確認・牽制

業務の重要度に応じて分類し、重要度が高い 資金の取扱いなどについては、不正や誤謬の 防止の観点から、部門横断での確認・牽制を 実施

### ②システム化による適正な業務処理の確立

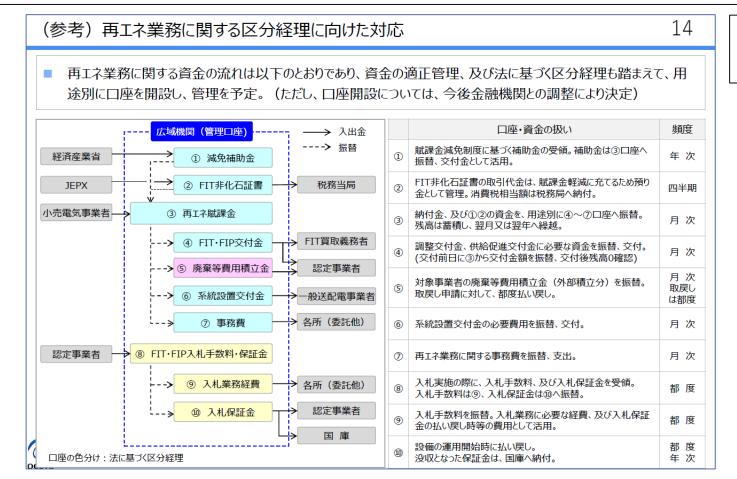
#### ③業務仕様・処理フローの整備

業務処理項目ごとに、詳細な業務処理フローを整備し、適正な業務処理を図る



## 3. 新業務遂行体制の整備状況

- ② 使途別の口座管理
- 再エネ業務をはじめとした新業務の**円滑な業務開始**にあたり、**効率的な業務運営、長期的に安定し た業務運用**に向けて準備を進めている。
- また、資金の適正管理及び法による区分経理を踏まえ、**使途別に口座を開設して管理**を行う方向で金融機関との調整を行っている。

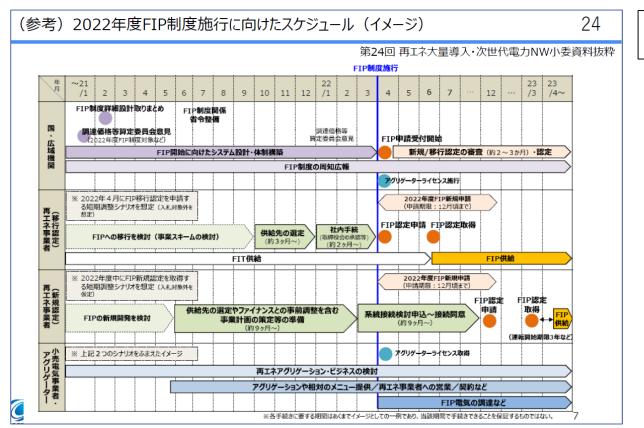


電力広域的運営推進機関第5回運営委員会資料より



## 3. 新業務遂行体制の整備状況

- ③ FIP制度の業務体制の構築
- 新たに導入されるFIP制度 (2022年4月施行予定) において、本機関は認定事業者に対して<u>直</u>接交付金を交付することとなっている。
- その際、FIT制度との整合性の観点から、本機関はFIP交付金の算定・通知を行うこととしており、その適正な算定や効率的な交付業務の実施が求められている。
- 現在、新規に立ち上がる制度に対応する業務に対し、円滑な業務開始に向けて準備を進めている。



第4回運営委員会資料より



- 4. 資金管理の透明性・財務会計機能の強化の取組み状況
  - ① 財務・会計のガバナンス強化に向けた組織横断での取組み
  - 本機関では、2021年8月に組織横断のワーキンググループ (再生可能エネルギー・国際部、企画部、会計室)を立ち上げ、新業務導入にあたって開始される新たな取引内容を想定し、財務・会計上の課題の洗い出しを実施している。
  - 具体的には、新たな取引や業務運用に対応した規定類の整備、資金管理や税務、債権等に関する業務運用で想定される課題の対応、金融機関等の外部との交渉等を行っている。
  - なお、**短期間で各業務の導入開始**を迎えることから、一定期間で解決を図る必要があり、広域機関の組織横断メンバーで注力して対応を進めている。
  - また、財務・会計のガバナンス強化に向けて、各業務の資金管理の透明性を示していく仕組みを構築するにあたり、組織横断で対応を進めている(監査室、再生可能エネルギー・国際部、企画部、会計室)。



- ② 区分経理の追加
- 新業務の追加に伴い、業務毎の経理処理を明確に区分するため、現行の区分経理に新業務を追加する対応を行っている。

# 行 現 ①広域系統整備交付金交付業務 (追加) (追加) ②災害等扶助交付金交付業務 (追加) ③その他

## <赤字の項目を追加>

## 2022年4月以降

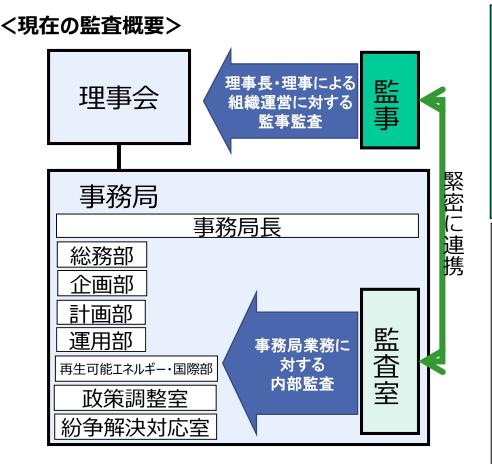
- ①広域系統整備交付金交付業務
- ②供給促進交付金交付業務 調整交付金交付業務 系統設置交付金交付業務 納付金徴収業務
- ③解体等積立金管理業務
- ④災害等扶助交付金交付業務
- ⑤入札業務
- ⑥その他



- ③ 規程類・組織体制の整備
- 規程類の整備については、2022年3月施行に向けて、**会計規程の改正、余裕金等の運用業務に** 細則に関する規程の制定、会計・調達業務の細則に関する規程の改正を予定している。
  - 会計規程の改正
    - (イ) 勘定区分を追加
    - (ロ) 資金の調達、余裕金等の運用を追加
  - 余裕金等の運用業務に細則に関する規程の制定 資金の借入れ、余裕金等の運用を記載
  - 会計・調達業務の細則に関する規程の改正 新業務実施に伴う科目名等の技術的な追加等
- また、資金管理やガバナンス強化の観点から**経理部門の体制整備**を進めている。
  - ▶ 2021年7月:「会計室長」を新設
  - 2022年1月:会計業務の職員を1名を増員



- 4. 資金管理の透明性・財務会計機能の強化の取組み状況
  - ④ 監事監査、および監査室による内部監査
  - 統制整備状況及び会計処理の適正性等の監査について、2022年度より開始される新業務について、監事監査、および監査室による内部監査の実施を予定している。



			_				
監事監査	構成	公認会計士及び弁護士の2名					
	対象範囲	A)会計監査 B)業務監査 C)その他必要な監査					
	報告	・『 <b>監事の意見書</b> 』(法定) 毎期決算後に財務諸表等に添付し経済産業大臣提出 ・『 <b>監査報告書</b> 』 監査報告書を総会にて報告					
監査室内部監査	構成	監査室長(専任)及び各部併任者の5名					
	対象範囲	A) 業務監査 5 部の統制の運用状況及び系統アクセス/紛争解決対応室の中立性・公平性が要請される案件管理を監査 B) 会計監査 監査対象に新業務を追加					
		毎月/四半期/年度決算時に会計処理及び財務報告の 及び会費収入、出向負担金及び調達等を監査 C) 文書管理監査及び情報管理・情報セキュリティ					
		<b>監査</b> <組織全体及び各部室対象> <b>D) 情報セキュリティ監査</b> <重要システム対象>					
		*外部委託活用 <b>E)その他</b> 特命事項(重大な案件等)がある場合					
	報告	四半期ごとに理事会報告					



- 4. 資金管理の透明性・財務会計機能の強化の取組み状況
  - ⑤ 外部からの監査を受ける仕組みの構築
  - 本機関の財務・会計のガバナンス強化につき、<u>監査法人や監査法人系コンサル会社の外部専門家</u>の知見も活用しながら適正かつ効果的な体制や仕組みの構築を検討している。
  - 具体的には、2022年度より財務・会計のガバナンス強化に係る業務支援プロジェクトをスタートさせ、 外部からの監査を受けるにあたり、財務報告のフレームワークの整備や財務・会計業務のガバナンス 強化、資金管理の透明性に必要な対応について、専門的な知見をもとに仕組みを構築していく。
  - 上記の整備を速やかに進めつつ、外部の監査法人等による確認方法を確立して実施へ進めていく。

新業務	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度						
FIT/FIP等	2022年度	業務開始								
容量市場	応札等の開始	•	2024年度 実需給期間の開始							
(その他新業務)										

ガバナンス強化に係る 業務支援	財務・会計の強化※1 財		財務	ਲ <mark>・会計の強化※1</mark>				
外部会計監査等	[	プレ監査 <sup>※2</sup>		会計監査・プレ監査	<b>查</b> ※3	会計監査		会計監査

- ※1 外部会計監査の導入に向けて、財務・会計業務の整備を進め、外部からの監査を受ける仕組みを構築する。
- ※2 プレ監査として、FITやFIPの新業務が開始される2022年度より外部の監査を開始し、例えば、納付金徴収業務や交付金交付業務の手続等について外部の監査法人等により確認する仕組みの構築も検討していく。
- ※3 資金管理の透明性に必要な対応について整備を進め、早い段階で外部会計監査を行うことも視野に入れる。



以下、参考ページ (各業務の概要)

## 【災害等扶助交付金交付業務】

昨今の災害の激甚化により、停電復旧に係る応援の規模・期間が大規模・長期化することに伴う被災事業者の費用負担軽減を目的に、毎年一定額を拠出対象事業者が本機関に積立て、被災事業者の申請に基づき、仮復旧等に係る費用の一部として、本機関から被災事業者に交付する。

拠出対象事業者 - [災害等扶助拠出金]→ 本機関 - [災害等扶助交付金]→ 被災事業者

応援・・・・・・・・・・・・他電力等からの応援。応援事業者の費用は、応援事業者から被災事業者に請求。

一定額・・・・・・・・・本機関が決定し、改定期は原則5年に一回。

拠出対象事業者・・・・一般送配電事業者、配電事業者。

被災事業者・・・・・・・一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者。



## 【広域系統整備交付金交付業務】

電気事業の広域的運営の推進を目的に、日本卸電力取引所から本機関に納付された値差収益を、一般送配電事業者が広域系統整備計画に則り増強した設備を設置した際に、その設置に要した費用の一部として本機関から一般送配電事業者に交付する。

## 日本卸電力取引所 -[値差収益]→ 本機関 -[広域系統整備交付金]→ 一般送配電事業者

- 日本卸電力取引所・・・ J E P X 。一般社団法人。発電事業者や小売事業者が電力の売買を行える国内 唯一の市場。
- 値差収益・・・・・・・・一般送配電事業者の供給区域をつなぐ地域間連系線の容量制約により、日本卸電力取引所の取引において地域間の約定価格に差異が生じた際、取引所に発生する収益のこと。例えば、エリアAの発電事業者の電気をエリアBの小売事業者が購入する場合、小売事業者が12円/kWhを支払い、発電事業者が8円/kWhを受け取った場合、4円/kWhが値差収益として日本卸電力取引所に蓄積。
- 広域系統整備計画・・・費用対効果分析に基づく主要送電線(電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物)の整備計画。
  - ○東北東京間連系線に係る広域系統整備計画(2027年11月工事完了予定)
  - ○北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画(2028年3月工事完了予定)



#### 太陽光発電設備の廃棄等費用 FIT制度(2012年7月~) FIP制度(2022年4月~) 積立制度(2022年7月~) ✓ 再生可能エネルギー(太陽光・風力・水力・地 ✓ 再エネ事業者の投資可能予見性を確保しつつ、 市場を意識した行動を促すため、市場価格を 熱・バイオマス)で発電した電気を、電力会社が ✓ 太陽光発電設備の廃棄等費用を確 一定価格で一定期間買い取ることを国が約 もとに一定のプレミアムを交付する制度。 実に積立て、設備の不法投棄を防ぐ 東する制度。 ✓ 再エネ電源を競争電源と地域活用電源に分け、 制度 ための制度。 ✓ 電力会社が買い取る費用の一部は需要家から 大規模太陽光や風力など競争力のある電源へ 概要 ✓ 10kW以上すべての太陽光発電の認 賦課金という形で集めている。 の成長が見込まれるものは競争電源として当制 定案件を対象とする。 度へ移行させる。 供給促進交付金 ✓ FIT買取事業者へのFIT交付金、およ FIT·FIP入札制度(FIT: 2017年4月~、FIP: 2022年4月~) び再エネ認定事業者へのFIP交付金と 相殺することで確実な積立を実現する。 再エネの最大限の導入と国民負担抑制の両立を図るため、買取価格(調達価格)について入札 解体等積立金 を行うことが有効と認めるものについて入札で決定する制度。 再エネ認定事業者 FIT-FIP 廃棄等 買取 入札制度 制度 制度 費用積 売電 電力供給 入札・ 積立金 入札 価格 立制度 対価 売電 入札. 控除額 •保証金 般送配電 FIT買取義務者 JEPX. 取戻 事業 取戻 認定 積立金 事業者 相対契約先 審査・ (送配電事業者等) 申請 申請 取戻額 取引 承認 供給電力量 買取実績 FIT交付金 FIT FTP 诵知 交付金 交付金 算定:通知 結果 返還 買取実績 FIP交付金 積立金 積立金 诵知 保証金 業務 審查•承認 控除額 算定:通知 の 認定 広域機関 経済産業省 毎月1~2千億円程度の処理 照合 概要 (費用負担調整業務・FIT及びFIPに係る入札業務) (認定システム) 供給電力量 納付金 供給電力量 🔺 納付金 算定・通知 ▮ ▼ 審査・承認 申請 凡例 小売電気事業者 主な取引・業務の流れ お金の流れ 売電 → 再エネ賦課金 🙀 電気料金 共通 FIT

需要家

## 【FIT制度】

再生可能エネルギーの普及拡大等を目的に、小売電気事業者から本機関に納付された納付金を、再生可能エネルギーで発電した電気の買取代金の一部として、固定価格で一定期間、本機関から買取義務者を経由して FIT認定事業者に交付する。

### 小売電気事業者 -[納付金] → 本機関 <math>-[調整交付金] → 買取義務者 → FIT認定事業者

小売電気事業者・・・・・小売供給(一般の需要に応じ電気を供給すること)を行う事業者。

再生可能エネルギー・・・太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等。

買取義務者・・・・・・・・送配電事業者等をいう。

認定事業者・・・・・・・・再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する電気事業者。

## 【FIP制度】

再生可能エネルギーの市場統合に向けた段階的な処置として導入されるものであり、FIT制度とは異なり、FIP認定事業者は卸電力市場等で売電したとき、その売電価格に一定のプレミアム額を上乗せすることで再生可能エネルギー導入を促進する。このプレミアム額については、小売電気事業者から本機関に納付された納付金を活用し、一定期間、本機関からFIP認定事業者に交付する。FIT制度と異なり需要ピーク時の供給量増加のインセンティブが期待される。



## 【系統設置交付金交付業務】

電気事業の広域的運営の推進を目的に、小売電気事業者から本機関に納付された納付金の一部を、一般送配電事業者又は送電事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物を設置した際に、その設置・維持に要する費用の一部として本機関から一般送配電事業者又は送電事業者に交付する。

小売電気事業者 - [納付金]→ 本機関 - [系統設置交付金]→ 一般送配電事業者、送電事業者

一般送配電事業者・・・自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業者。

送電事業者・・・・・・・・自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供 給を行う事業者。

系統電気工作物・・・・・変電用又は送電用の電気工作物。



## 【解体等積立金管理業務】

太陽光発電設備の適正かつ着実な解体等を目的に、FIT及びFIP認定事業者が本機関に解体等廃棄費用を積立て(一定の条件を満たせば、事業者が独自に積立てを行うことも可能)、発電事業終了後、発電設備の解体等を行う際に認定事業者等が本機関から取戻す。

FIT及びFIP認定事業者 -[解体等積立金]→ 本機関 -[解体等積立金]→ 認定事業者等

認定事業者等・・・・・・・認定事業者、旧認定事業者又はその承継人。



## 【容量市場】

将来にわたる日本全体の供給力(kW)を効率的に確保し、供給力(kW)の確保によって電力取引価格の安定化を実現することを目的に、2020年度に本機関に創設された電力供給力(kW価値)を取引する市場。4年後に確実に発電できる電源に対するオークションを実施することで、発電事業者の投資回収の予見性を確保する。

2020年のオークション結果にもとづき、2024年度に実需給期間が開始される(1,000億円/月を超える規模の本格的な請求・交付の業務を含む)。オークションは2021年度も行われており、以降、年度毎に実施する。

小売電気事業者、一般送配電事業者 - [容量拠出金]→ 当機関 - [容量確保契約金]→ 発電事業者等

電力供給力を取引する市場・・現在、市場で取引される電力量(kWh価値)と異なり、「発電することができる能力」を取引する市場。

発電することができる能力・・・・・電源ごとに様々な条件を定めて、供給力が提供できるかを確認。

(例) 年間で一定時期や一定時間以上、稼働可能な計画としていること。 計画外停止しないこと。 等

